

施 行 日：平成 28 年 6 月 1 日  
一部改正：令和 5 年 1 月 1 日  
一部改正：令和 6 年 4 月 1 日

## 技術者の適正配置について（一部改正）

### 1. 現場代理人

建設業法第 19 条の 2 第 1 項に、「請負人は、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法を、書面により注文者に通知しなければならない。」と定められています。

また、壱岐市建設工事執行規則第 20 条の規定により、全ての工事において現場代理人を配置することを原則（※注）としています。

（※注）

130 万円を超える工事については、壱岐市建設工事標準契約書第 10 条で配置を求めており、130 万円以下の工事については、請書による契約のため、設置の規定は明記していませんが、工事の適正な施工を行うため設置を求めています。

なお、30 万円未満の工事については省略することも可能としています。（壱岐市建設工事執行規則第 51 条第 1 項）

現場代理人の配置については、次のことにご留意願います。

- ① 現場代理人とは、受注者の代理人として工事現場の運営・取締りなど、工事の施工に関する一切の事務を処理する者をいいます。必ずしも技術者資格を要するものではありません。
- ② 直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員：3 カ月以上の継続雇用）があること。
- ③ 工事現場に常駐し、その運営、取締り等を行うこととなっているため、他の工事と重複することはできません。
- ④ 現場代理人の途中交代は可能です。

### 2. 主任技術者・監理技術者

建設業法第 26 条第 1 項の規定により、建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならぬと定めています。

また、建設業法第 26 条第 3 項及び壱岐市建設工事執行規則第 20 条第 5 項の規定により、公共性のある工作物に関する重要な工事（工事一件の請負代金の額が 4,000 万円以上のもの。ただし、当該工事が建築一式工事である場合においては 8,000 万円以上のもの）につ

いては、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならぬと定めています。

#### ①主任技術者を置く工事

建設業者は、許可区分が「特定」「一般」を問わず、また、「元請」「下請」を問わず、さらに請負代金の額に関わらず、全ての工事に主任技術者を置かなければなりません。

#### ②監理技術者を置く工事

建設業者が発注者から直接請け負った工事の施工で、下請契約の総額が4,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）となる場合は、特定建設業の許可を受けていなければならず、専任の監理技術者を配置しなければなりません。

#### ③主任技術者・監理技術者の資格要件

- 直接的かつ恒常的な雇用関係（正社員）であること。ただし、専任の場合は、競争入札に付する場合にあっては、入札の執行日、随意契約による場合にあっては、見積執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。
- 公告等において定める指定工種に対応する資格を有すること。
  - 主任技術者の場合：建設業法第7条第2号による
  - 監理技術者の場合：建設業法第15条第2号による

#### ④専任技術者を配置しない場合（4,000万円未満、建築一式工事は8,000万円未満の工事）の取り扱い

建設業法第26条第3項に該当しない（専任の技術者の配置を求めない）工事については、次の要件を全て満たす場合に限り、他の工事現場の技術者との兼務を認める。ただし、1人の技術者が兼務できるのは、3箇所まで、かつ、それぞれの請負金額が4,000万円未満までとする。

- イ) 技術者を兼務することは実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- ロ) 工事現場が隣接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。（市内業者の場合は可能と認めます）

### 3. 営業所専任技術者の取扱い

#### ①営業所専任技術者とは

建設業法第7条第2項において、建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また、許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならぬとされています。

「専任」とは、その営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。なお、一人で複数工種の専任技術者を兼務することが可能です。

※「営業所専任技術者」と「専任の主任技術者」とは、全く異なる立場の技術者ですので、ご注意ください。

## ②現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所専任技術者との兼務はできません。ただし、請負金額が130万円以下の場合で、次の要件を満たし、さらに、他に配置する者がいない場合は1件のみ認める場合があります。

- イ) 技術者を兼務することは実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- ロ) 当該営業所において請負契約を締結していること。
- ハ) 工事現場が隣接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。(市内業者の場合は可能と認めます)

## ③主任技術者または監理技術者との兼務について

主任技術者または監理技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば、営業所専任技術者との兼務を2箇所まで、かつ、それぞれの請負金額の合計が4,000万円未満まで認めるものとする。

- イ) 当該営業所において請負契約を締結していること。
- ロ) 工事現場が隣接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。(市内業者の場合は可能と認めます)

# 4. 「技術者確認届出書」及び「配置予定技術者」の提出

## ①技術者確認届出書

雇用している技術者の内容に変更があった場合は、その都度提出をお願いします。

## ②配置予定技術者について

請負代金の額が4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)の工事については、市が指定する様式及び方法により提出すること。

- 制限付き一般競争入札による場合 :「配置予定技術者に関する調書」
- 指名競争入札による場合 :「配置予定技術者の届出書」